

2024. 4. 23 友和市民センター企画運営委員会

生涯学習と地域づくりの拠点としての 市民センターの役割

地域振興部佐伯支所
友和市民センター

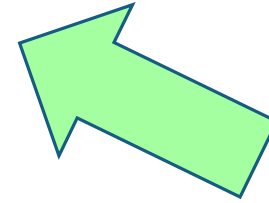
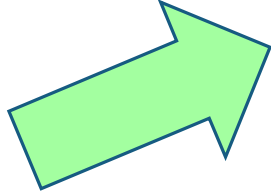
生涯学習の理念

平成18年 教育基本法第3条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図らなければならない。（平成18年12月教育基本法全部改正により規定）

生涯学習社会の実現とは

社会（廿日市市，佐伯地域，友和地区）の実現



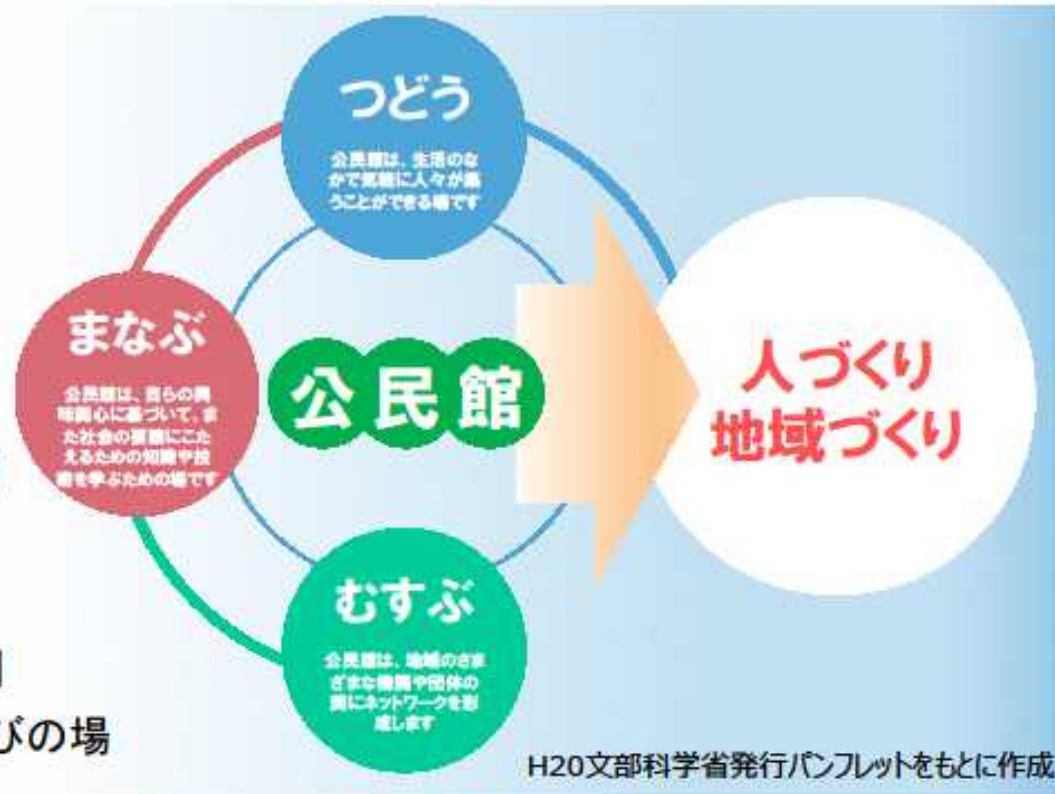
生涯にわたって、
あらゆる機会に、
あらゆる場所
において学習する
ことができる

学習成果を適切
に生かすことが
できる

公民館について

○ 求められる/期待される役割

- ・ 学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
- ・ 地域の防災拠点としての役割
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割
- ・ 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- ・ 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場



- ・ これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

まちづくりのルールブックをつくろう

多様なまちづくりの主体がつながって、身近な生活課題を
市民自らが、現場から発見し、自らが解決するチカラ＝地
域自治＝で、安心・安全に暮らし続けられる地域社会



協働によるまちづくり基本条例は、市民とともに制定しました

平成22年度 条例草案の検討（仮称）まちづくり基本条例検討市民委員会
市民30人で構成する検討市民委員会に市職員も加わり、条例の内容となる
条例草案を作成しました。
検討の最終段階では、より多くの市民の意見を反映して議論を深めるために、
5地域6会場で意見交換会（市民ミーティング）を行いました。

平成23年度 条例草案の検討（仮称）まちづくり基本条例起草委員会
前年度まとめた条例草案をもとに、検討市民委員会から選出された市民6人
と市職員などで、条文と解説の案である条例草案を作成しました。
平成23年11月28日、一年半にわたる市民組織における検討結果を条例素
案として市長へ提議しました。

平成24年1月～3月 パブリックコメント、条例案の完成
条例草案について、広く市民のみなさんの意見を聴くためにパブリックコメント（意見募集）を行い、
その意見を反映して条例案を完成させました。
条例素案は、平成24年3月の市議会定例会で可決されました。

平成24年4月1日 条例の施行
廿日市市協働によるまちづくり基本条例を施行しました。

条例について詳しく知りたい方は
① お近くの市民センターにお越しください。
② 市のホームページをご覧ください。
条文ごとに内容をご確認ください。
条例の内容についてもっと詳しく知りたい方は
③ 市役所にご連絡ください。
市職員が、市民のみなさん（町内会・自治会、まちづくり活動団体、グループなど）のところに伺い、
条例の内容や協働によるまちづくりなどをテーマに、説明と意見交換を行います。
詳細は担当へお問い合わせください。

廿日市市 自治振興部協働推進課
〒758-0014 廿日市市協成二丁目2番16号
電話 (0829) 32-2610 FAX (0829) 32-2742
E-mail kyodosuushin@city.datsukaichi.hiroshima.jp
ホームページ <http://www.city.datsukaichi.hiroshima.jp>

平成24年4月1日施行

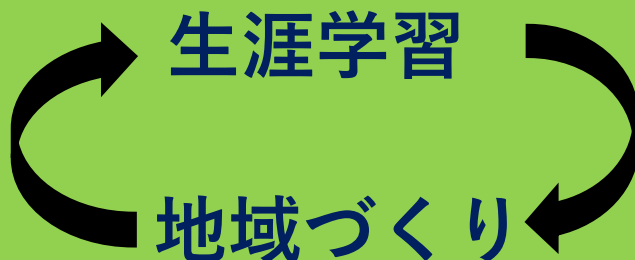
平成24(2012)年4月

合併 / 重層的なまちづくりの拠点

廿日市市の市域＝市民活動センター

地域（旧市町村の区域）＝支所

地区＝市民センター



公民館を市民センターに

平成20年度組織改編 平成26年度条例改正

- * 市域全域で地域自治組織（28地区）が設立されたのを機に、公民館を市民センターに
- * まちづくりに関連する部署との連携を図ることができるよう、市長部局に公民館に関する業務を補助執行させ生涯学習と地域づくりの相乗効果を期待
- * 学習支援機能と地域づくり機能の好循環で、身近な暮らしの困りごと（地域防災、高齢者の見守り、健康づくり、文化の継承、遊休農地、商店街の空き店舗、子どもの学習支援など）の解決を支える地区の拠点になりたい

市民センター条例

〔平成27年条例10号〕

（設置）

- * 第1条 地域自治を推進し，つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現するため，社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び第24条並びに廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第7条第2項の規定に基づき，生涯学習及びまちづくりの拠点として市民センターを設置する。

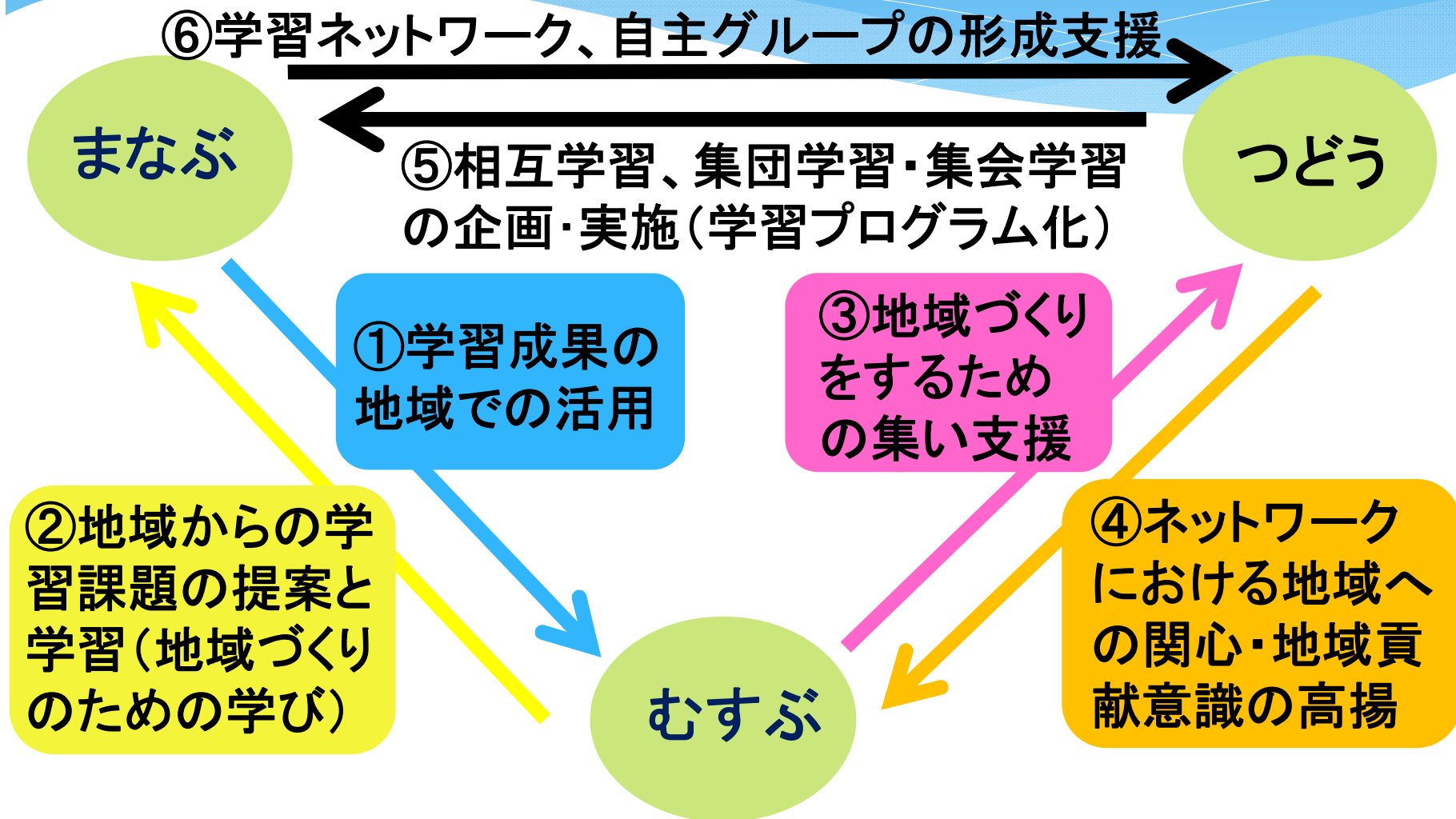
（事業）

- * 第2条の2 市民センターは，次に掲げる事業を行う。
 - （1）社会教育法第22条各号に規定する事業
 - （2）まちづくり活動の支援に関する事業

まなぶ / つどう / むすぶ（つながる）

広島修道大学 人文学部長 山川教授 廿日市市市民センター所長研修資料

⑥学習ネットワーク、自主グループの形成支援



むすぶ（つながる）を中心に まなぶ・つどうを考える

廿日市市として強調したいところ

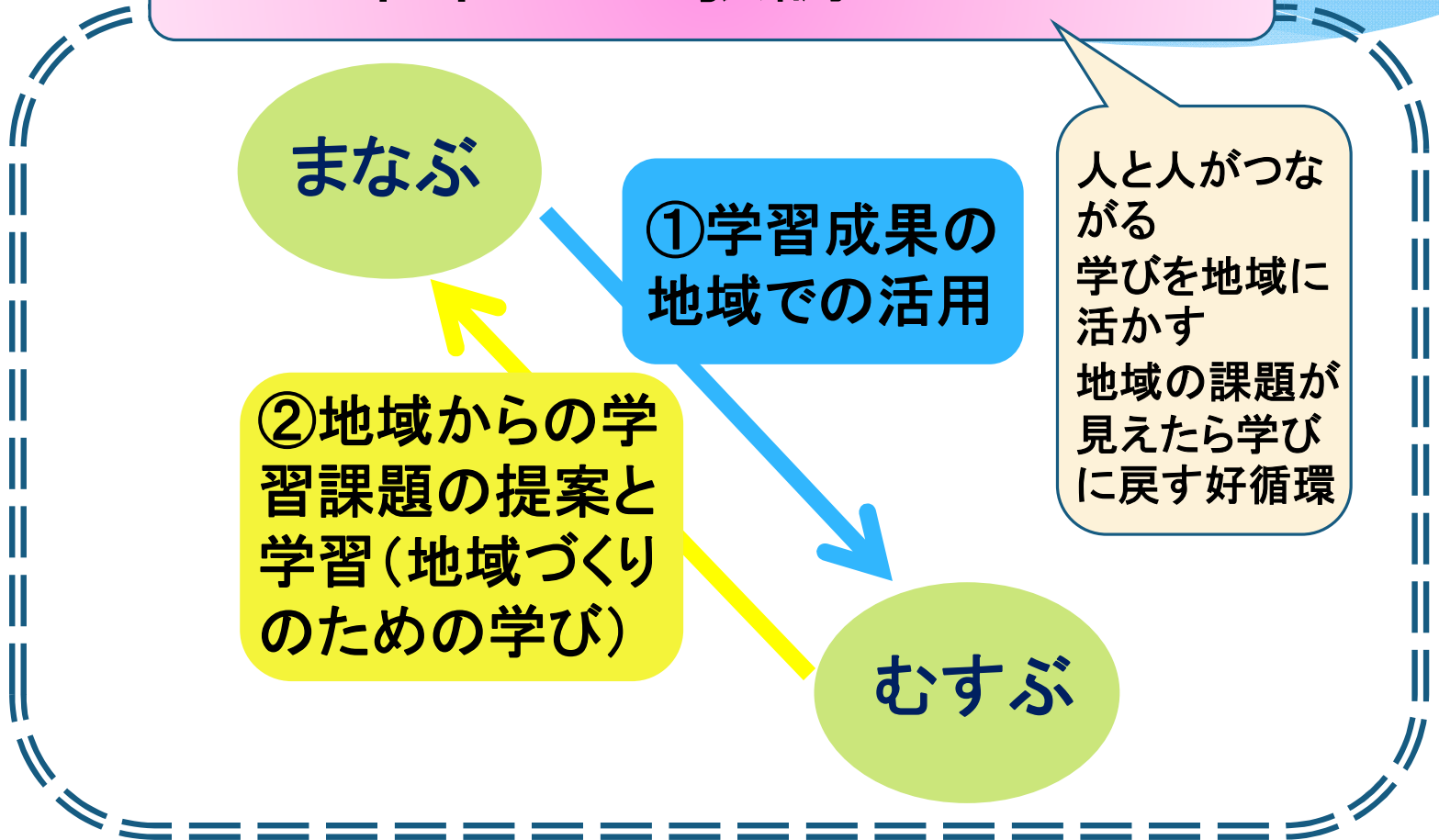
まなぶ

①学習成果の
地域での活用

②地域からの学
習課題の提案と
学習（地域づくり
のための学び）

むすぶ

人と人がつな
がる
学びを地域に
活かす
地域の課題が
見えたら学び
に戻す好循環



友和市民センターの心構え

- * 困りごとなどを対等な立場で聴く，話し合う場を持ち，みんなで考える。
- * あまり地域に関心を持ってこなかった人たちが出会い，学び合うためのプラットフォームをつくる。
- * 話し合いで共有した地域の思いを大切に人と人をつないだり，学び合いを企画し，運営する。
- * 活動や学び合いに様々な人や組織が関わることを進め，学んだことを活動に返すよう促す。

友和市民センターの事業企画

* 自己実現＋自己有用感＝ I K I G A I

* 暮らしている地域への関心を引き出す。

* すべては話し合いから。

困りごとは住んでる人でないと気づけない。

地域のサロンなどの集まりにも出かける。

身体を動かさないと，アイデアも出ない。

* 市民センターだけでやろうとは思ってない。

※他機関共創（ex社会福祉協議会（生活支援体制整備事業など）

* 楽しさ・好奇心・探求心・充実感

地域自治組織（コミュニティ）とは

- * 概ね小学校区を対象（大野地域は区の区域）に，市内28地区で設立
- * 地域住民が単位町内会の範囲を超え，お互いに支え合い，助け合いながら，安心安全で暮らしやすい地域づくりを進める地域自治組織（生活支援体制整備 第3層）
- * 昭和52年度地御前～平成19年度宮島